

## ○子どもの手術に親権者が同意しない場合には

**Q**

1歳の男児の両眼に腫瘍ができていることが判明しました。このまま放置すれば数か月以内にほぼ確実に死亡するのに対し、緊急に手術を行えば、片目が失明、もう片方も視力をほぼ失ってしまうものの、その他は問題なく確実に生存できます。しかし、医師や児童相談所などからの説得にもかかわらず、その子どもの両親は、「障害を負うことになる子どもを育てられない」との理由で手術を拒否し続けています。このような場合に子どもに手術を受けさせるためには、どのような手続がありますか。

**A**

一時保護中の子どもについて生命または身体の安全を確保するために緊急の必要があるときには、児童相談所長が必要な措置をとることができます。

ケースによっては、親権者からの損害賠償請求の可能性があり、かつ、時間的余裕があるときには、親権停止前の保全処分として、親権者の職務執行停止を申し立てることも考えられます。保全処分が認められた場合には、一時保護中の子どもであれば児童相談所長から同意を得て手術を行うことができます。一時保護されていない子どもの場合には、保全処分で選任された職務代行者から手術の同意を得て行うことができます。

### 解 説

#### 1 医療行為の同意

医療行為は、身体に侵襲を及ぼすため、同意を得ないまま行えば、医師等が傷害罪(刑204)にも問われかねず、また損害賠償を請求されることもあり得ます。そのため、医療機関としては、子どもに対する手術等医療行為について、できる限りその親権者から同意を得ようと努めます。

ところが、ご質問の場合のような親権者や、宗教上の理由から手術等を拒否する親権者などのように、正当な理由もなく子どもに必要な医療を受けさせない虐待、すなわち「医療ネグレクト」の場合があります。このような場合に、「親権者からの同意が得られないから」と適切な医療行為を受けさせず、その結果、命を救えるはずの子ど

もを死に至らしめたり、健康な状態に戻れるはずの子どもの心身に重篤な障害を残すなどの事態があつてはなりません。

## 2 児童相談所長による監護措置

児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者または未成年後見人のあるものについても、監護、教育および懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置を探ることができます（児福33の2②）、この措置は、児童の生命または身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者または未成年後見人の意に反しても、これを採ることができます（児福33の2④）。

ご質問の場合、児童相談所が直ちに病院に一時保護委託をし、児童相談所長が「必要な措置」として病院に手術を要請することになります。緊急性がある場合には児童福祉法33条の2第4項に基づいて児童相談所長が病院に手術を要請します。緊急性がない場合であっても、親権者は児童相談所長の観護措置を不当に妨害してはならないため（児福33の2③）、仮にそのような親権者による妨害があったとしても、児童相談所長が手術を要請することは差し支えありません。

## 3 親権停止前の保全処分とは

### （1）概要

親権者が、児童相談所長の権限の濫用を主張して損害賠償を請求してくる可能性があり、かつ、時間的余裕のある場合には、子どもを病院に一時保護委託したうえ、親権停止前の保全処分を求めることが考えられます。

親権停止前の保全処分とは、親権停止の審判を申し立て（前掲設問「虐待する親の親権を喪失させる制度とは」参照）、申立て後、その調査が行われ、審判が行われ、効力が生じるまでの間、親権を一時的に停止する手続です（家事手続174）。

親権喪失や停止の審判は、親権を制限するという効果の大きさから、審理には時間がかかります。ご質問のような場合に、親権喪失や停止の審判の結果を待っていては、必要な時期に手術を行い得ない事態を招きます。

そのため、親権停止の審判の申立て（これを、「本案」といいます。）と同時に、保全処分としての親権者の職務執行停止を申し立てることが有効です。本案では、親権を喪失・停止する原因についての「証明」が必要であり、審理期間も要するのに対し、保全処分では「疎明」で足り（家事手続109①）、審理期間も、事案によりますが、早ければ数日から数週間で結論が出されます。

要件の厳しい親権喪失の審判よりも、親権の行使が「著しく」困難または不適当であることまで要求されない親権停止の審判を本案として、保全処分を求めることが有効です。

### (2) 手 続

保全処分申立ては、親権停止の審判の申立てと同時か、その申立ての後に行います（通常の民事保全のように本案提起前に保全を申し立てるのではありません。）。申立てができるのは、親権停止の審判の申立てと同様に、子ども本人、子どもの親族、未成年後見人、未成年後見監督人、検察官（民834）、児童相談所長（児福33の7）です。

申立てを相当と認める審判がなされた場合、その審判を受けた者またはその親族は、即時抗告ができます（家事手続110②）。ただし、代行者を誰に選任するかについての判断に関しては、即時抗告はできません（家事手続110①二）。

### (3) 効 果

裁判所が申立てを相当と認め、親権者の職務執行が停止された場合、子どもが一時保護中で、かつ、親権を行う者または未成年後見人がいなければ、児童相談所長が親権を行うことができますので（児福33の2①）、児童相談所長が医療機関に対して手術等の同意をすることができます。

一時保護中でない子どもの場合には、職務代行者が選任されます（申立ての際、親権者の職務執行停止と合わせて職務代行者の選任も申し立てておきます。）。職務代行者が選任されると（職務代行者としては、他の親族や、弁護士、医師等、事案に応じて適切な者が選任されます。）、職務代行者が医療機関に対して、手術等医療行為の同意を行うことができます。

基本的に、職務代行者の権限・責務は、その後も引き続き審理が行われる本案の親権喪失申立てに対する審判が確定するまでの間継続します。もっとも、本案の審理を継続する必要がなく、保全処分によって必要な医療的措置がなされた場合に、本案の結論が出る前に取り下げて終了することも、実務上多く行われています。

## 4 宗教的な理由による医療行為の拒否

ご質問の事案と同様のケースで、津家裁平成20年1月25日審判（家月62・8・83）は、親権者の職務執行を停止し、弁護士を職務代行者として選任しています。

ご質問の場合は、親権者が「障害者となる子どもを育てられない」というものですが、医療ネグレクトで多いものは、宗教的な理由に基づく医療行為の拒否の場合です。

かつて、交通事故で両足を轢かれた10歳の子どもの親が宗教上の理由から輸血を拒否したため、事故の4時間後に子どもが死亡した事件が発生しました。現在では、医療行為が必要であるにもかかわらず親権者が宗教上の理由から医療行為に同意しない場合、「親権の濫用にあたる」と判断することは異論をみないところであり、裁判所はこのような場合に保全処分を認めています（大阪家裁岸和田支審平17・2・15家月59・4・135、名古屋家審平18・7・25家月59・4・127）。また、同じく宗教的な理由に基づく医療行為の拒否の事案で、親権停止を本案とした保全処分が認められ、親権者の職務執行を停止して、申立人である児童相談所長を職務代行者に選任した事例があります（東京家審平27・4・14判時2284・109）。

書式

○一時保護中でない子について叔父が職務代行者候補者として申し立てる場合

審判前の保全処分申立書

(親権者の職務執行停止及び職務代行者選任の申立て)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所 御中

申立人代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

当事者 別紙当事者目録記載のとおり  
本案審判事件 親権喪失審判申立事件

第1 申立ての趣旨

上記本案審判事件の審判確定まで、未成年者の親権者ら（事件本人ら）につき、親権者としての職務執行を停止し、その代行者として申立人を選任するとの審判を求める。

第2 申立ての理由

1 当事者

事件本人らは、未成年者の実父及び実母である。

未成年者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に出生した事件本人らの二男である。

申立人は、未成年者の叔父（未成年者の実父の弟）である。

2 未成年者の症状と手術の必要性

未成年者は、平成〇〇年〇月、〇〇病と診断され、〇〇病院に入院中である。

〇〇病院医師の説明によれば、両眼に腫瘍ができており、このまま放置すれば数か月以内にほぼ確実に死亡するのに対し、緊急に手術を行えば、片目が失明、もう片方も視力をほぼ失ってしまうものの、その他は問題なく確実に生存できる見込みである。

すなわち、〇〇症は・・・(以下略)

3 事件本人らの手術に対する不同意

しかしながら、〇〇医師などからの説得にもかかわらず、事件本人らは、「障害を負うことになる子どもを育てられない」との理由で、手術に対する同意を拒否し続けている。

このままの事態を放置することは、未成年者の生命を危うくすることにはかならず、事件本人らの手術の同意拒否は、親権を濫用し、未成年者の福祉を著しく損うものである。

そして、未成年者に必要な上記手術の期限は遅くとも平成〇〇年〇〇月であり、本案の審判確定まで待つことはできず、保全の必要性は著しく高い。

#### 4 結 語

よって、事件本人らの親権者としての職務を停止させ、かつ、未成年者の監護養育を本案審判確定まで図る必要があることから、その停止期間中は、申立人をその職務代行者に選任されたく、本申立てに及んだ次第である。

以上

(当事者目録 略)

○一時保護委託中の子について児童相談所長が申し立てる場合

審判前の保全処分申立書

(親権者の職務執行停止)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所 御中

申立人代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

当事者 別紙当事者目録記載のとおり  
本案審判事件 親権喪失審判申立事件

第1 申立ての趣旨

上記本案審判事件の審判確定まで、未成年者の親権者ら（事件本人ら）につき、親権者としての職務執行を停止するとの審判を求める。

第2 申立ての理由

1 当事者

事件本人らは、未成年者の実父及び実母である。

未成年者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に出生した事件本人らの二男である。

申立人は、〇〇県〇〇児童相談所の所長である。

2 未成年者の症状と手術の必要性

未成年者は、平成〇〇年〇月、〇〇病と診断され、〇〇病院に入院中である。

平成〇〇年〇〇月〇〇日、申立人は、未成年者を同病院に一時保護委託した。〇〇病院医師の説明によれば、両眼に腫瘍ができておらず、このまま放置すれば数か月以内にはほぼ確実に死亡するのに対し、緊急に手術を行えば、片目が失明、もう片方も視力をほぼ失ってしまうものの、その他は問題なく確実に生存できる見込みである。

すなわち、〇〇症は・・・(以下略)

3 事件本人らの手術に対する不同意

しかしながら、〇〇医師や申立人（児童相談所）職員などからの説得にもかかわらず、事件本人らは、手術に対する同意を拒否し続け、また、手術を行った場合には申立人に対し法的責任を追及するとまで述べている。

このままの事態を放置することは、未成年者の生命を危うくすることにほかなら

らず、事件本人らの手術の同意拒否は、親権を濫用し、未成年者の福祉を著しく損うものである。

そして、未成年者に必要な上記手術の期限は遅くとも平成〇〇年〇〇月であり、本案の審判確定まで待つことはできず、保全の必要性は著しく高い。

#### 4 結 語

よって、事件本人らの親権者としての職務を停止させ、かつ、未成年者の監護養育を本案審判確定まで図る必要があることから、本申立てに及んだ次第である。

以上

(当事者目録 略)

## ○理由もなく面会交流を拒否した場合はどうなるか

Q

離婚調停で月1回の面会を合意して離婚しました。これまで数回面会をしてきましたが、やはり元夫に子どもを会わせたくありません。面会を拒否してしまうと何か制裁があるのでしょうか。

A

間接強制によりお金の支払を強制されたり、損害賠償の請求をされたりするおそれがあるほか、親権の判断にも影響します。子どもの福祉に反するような事情が生じていない限り、約束通り面会交流を実施すべきです。

### 解 説

#### 1 面会交流を拒否した場合のリスク

##### (1) 間接強制

調停や審判、離婚訴訟などで定められた面会交流の合意に反して面会交流を拒否した場合、間接強制の申立てがされるおそれがあります。間接強制とは、一定の金員の支払を命じて心理的（間接的）に圧迫することで間接的に権利・義務を実現する強制執行の方法です（民執172）。面会交流の場合、面会交流を実施するまで毎月〇万円を支払えというような形の決定が裁判所から出されます。支払えとされる金額は、養育費の金額がベースとされることが多いようです。

この間接強制が出されたのにお金の支払を拒んでいると、預金や給与が差し押さえられるなどの取立てを受けることになります。

##### (2) 損害賠償

調停などで合意した面会交流を正当な理由もなく拒否することは、合意の不履行についての債務不履行責任や面会交流権の侵害についての不法行為責任として損害賠償の対象になる可能性があります。

この点に関しては以下の裁判例が参考になります。

- ① 非監護親である原告が、長女の監護親である被告に対して、月1回以上面接することを認めるとの調停合意に反して面会交流を行わなかったことについて、300万円の慰謝料の支払を求めた事案において、裁判所は、被告において、

面会交流を拒絶することを正当化するに足りる事由があったと認めることはできないとして、面会交流の合意の不履行について債務不履行責任を認めたうえで、原告にも面会交流を継続するための協力相手である被告に対して配慮不足があつたことなどを考慮の上、70万円の慰謝料額を認めました（横浜地判平21・7・8家月63・3・95）。

② 月2回程度面会交流をすることとし、具体的な日時等は協議により定める旨の調停が成立したにもかかわらず、不当に面会交流を拒否したことなどと主張して、500万円の慰謝料の支払を求めた事案において、裁判所は、連絡の方法をメールではなく専ら書面郵送の方法にするなどして、協議の申し入れに対して速やかに回答せずに、ことさらに協議を遅延させて面会交流を妨げた行為には誠実協議義務の違反があり不法行為を構成するとして、監護親とその代理人弁護士に対して連帯して慰謝料20万円の支払を命じました（熊本地判平27・3・27判時2260・85）。

③ 2か月に1回2時間程度の面会交流を実施するとの調停条項を含んで原告と被告との間に調停離婚が成立したにもかかわらず、1回目の面会交流の予定を親権者がすっぽかし、その後家庭裁判所の履行勧告にも応じなかった事案において、裁判所は、「親としての愛情に基く自然の権利を、子の福祉に反する特段の事情もないのに、ことさらに妨害したということができるのであって、その妨害に至る経緯、期間、被告の態度などからして、原告の精神的苦痛を慰謝するには金500万円が相当である」として、500万円の損害賠償を命じました（静岡地浜松支判平11・12・21判時1713・92）。

②の事例は、控訴審において誠実協議義務違反はないとされ、監護親らの責任は否定されていますが（福岡高判平28・1・20判時2291・68）、面会交流の合意に基づく実施を妨げた場合に損害賠償の対象となり得ると判断し、またその場合の慰謝料額を算定した事例として参考となると思われます。また、③の事例において500万円という金額はやや高額ではないかとも思われますが、面会交流を理由もなく拒否することが損害賠償の対象となり得ると判断した事例として、①の事例とあわせて参考になると思われます。

### (3) 親権への影響

面会交流が問題となっている場合には、離婚を前提として別居しているか、離婚をしているケースがほとんどです。

別居中であれば、いずれ離婚の協議が進み、親権者をどちらに指定するかが問題となってきますが、親権について争いがある場合、裁判所は様々な事情を総合的に考慮して親権者を指定します。この際、面会交流の許容性、すなわちどれだけ面会

交流の重要性を理解して許容的になれるかという点も一つの大きな考慮要素になります。親権者となった親は、子どもを継続的に監護養育していくのですから、夫婦間の感情的な問題に振り回されずに、子どもにとっての面会交流の重要性を理解して、きちんと面会交流の機会を確保できる人物かということが判断の要素となっているのです。

## 2 面会交流を拒否する理由

### (1) 拒否できる場合

面会交流は非監護親と子どもとの交流が子どもの福祉に合致するために認められているものであり、面会交流が子どもの福祉に反するような場合には、拒否することも認められます。

ここで注意しなければならないのは、親が考える「子どものためにならない」ということと、面会交流において「子どもの福祉に反する」ということは必ずしも一致しないということです。

例えば、「相手が浮気をしたために離婚をした、あんな人間と子どもを会わせるのは子どものためにならない」といった理由で面会交流を拒否したいというケースが時々あります。しかし、夫婦間の信頼を裏切って不貞行為に及んだことと、子どもにとってのその親に対する気持ちとは別問題です。子どもが相当程度成長しており、親の不貞行為の事実を知つて心からその親を嫌悪し、絶対に会いたくないと言っているのであれば別ですが、まだそういった事情を知らないか分からないような年齢の子どもにとってみれば、不貞行為をした親であってもかけがえのない存在です。夫婦としては問題のある相手であっても、子どもにとってはたった一人の父・母であることを忘れないことが重要です。

同様に、養育費を支払わないといった理由でも面会交流は拒否できないと思われます。

面会交流を拒否できる場合の詳しい解説は前掲設問「面会交流を拒否できる場合とは」を参照してください。

### (2) 子どもが嫌がっている

面会交流が拒否されるケースで多いのは子どもが面会交流を嫌がっているというものです。

しかし、子どもが嫌がっているという場合でも、子どもを監護している親はその理由をよく考えてみる必要があります。

非監護親が面会交流の際に客観的に見ても不適切な言動をしており、子どもの福祉に反するような場合であれば面会交流を拒否することもやむを得ないでしょう。

しかし、一般的に子どもは実際に養育している親の影響を受けやすく、親に迎合的な態度を示しやすいものです。同居している親が面会交流を快く思っていない場合、子どもはその雰囲気を敏感に察し、自分の真意とは別に、面会交流に否定的な態度を示すこともあります。子どもがなぜ嫌がるのか、子どもに真摯に向き合ってその真意を探る必要があるでしょう。また、子どもが両親の間で無用な葛藤を抱くようなことにならないよう、面会交流を行う親は、子どもを快く面会交流に送り出すなどして、子どもに自分が同居している親の嫌がることをしているという気持ちを抱かせないようにするべきだと思われます。

## ○インターネットを利用したいじめ行為とその対応は

Q

中学校3年生の女子Xは、インターネット上の掲示板で、「Xの顔がキモい」とか、「Xを無視しよう」と実名を出された書き込みをされ、クラスの生徒から無視され始めました。インターネットを使っているので、誰が書いているか特定ができませんが、書き込みを止めさせるにはどうすればよいのでしょうか。

A

インターネットを使いたいじめの場合、被害児童生徒の側は、誰が書き込んでいるかわからないことから、誰もが自分の悪口を言っているように思い込んでしまい、自ら精神的な被害を深くしてしまがちです。また、いじめている側は、数人の仲間内あるいはクラスだけに発信しているつもりでも、インターネット上であるため、不特定多数がアクセスすることができ、書き込まれた児童生徒が犯罪の被害に遭う危険も生じます。小中高校生に急速に広がる携帯電話の利用によって児童生徒が被害者にも加害者になる現況を踏まえ、文部科学省は「ネット上のいじめ」に絞った対策を打ち出しています。

子ども法律六

### 解説

#### 1 「ネット上のいじめ」

##### (1) 具体例

① 学校裏サイト（学校の公式ホームページではなく、在校生や卒業生が自分の学校について実在名を使って開設した掲示板サイトをいいます。）

学校裏サイト上に、特定の生徒につき、実名を出しながら、発信者らは匿名で、「〇〇を無視しよう」、「〇〇は、キモイ」、「〇〇、死ね」などと誹謗・中傷を書き込むというものです。

##### ② 個人情報の無断公開

実在の生徒を特定できるように、実名や住所、通学先、顔写真などの個人情報をインターネット上の掲示板、ブログ、プロフに無断で掲載し、それに対し、容姿や性格などを誹謗・中傷する書き込みをします。

七五〇ノ二

(3) チェーンメール

特定の生徒に対する誹謗・中傷を不特定多数の携帯電話等にメールで送信するというやり方です。メールには、このメールをさらに別のできるだけ多くの人に送信するようにと記載されていることがあります。

(4) なりすましメール

無断で特定の生徒の実名を出してあたかもその生徒が作成したかのようなメールやプロフを作成し、携帯電話番号やメールアドレスを載せ、「暇だから電話して」、「彼氏募集中」などと書き込みをするものです。

(5) LINE（ライン）トラブル

スマートフォン（多機能携帯電話）向けの無料通信アプリ「LINE（ライン）」を使用している中高生の間では、グループトークの中で、誰かが「あいつちょっとうざくない？」などと書き込むと、それにグループの他の子どもが同調して「うざい」と言われた子どもについてLINE上で一緒になって悪口を書き続け、学校でも無視をするなどのいじめになります。逆に、「うざくない？」と書いた子どものことを「お前のほうがうざい」と誰かが攻撃し、それにグループの他の子どもが同調し、同じ事態が生じることもあります。また、LINEには、受け手が投稿を読むと、送り手の画面に「既読」と表示されるので、読んでも返信していないこと（これを、子どもたちは「既読スルー」と呼ぶそうです。）を捉えて「無視された」「私のことを嫌っている」との反感が生まれ、それがいじめの発端になることがあります。

(2) 特徴

文部科学省が平成20年6月に発表した、子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ（第2次）である、「『ネット上のいじめ』から子どもたちを守るために一見直そう！ケータイ・ネットの利用のあり方を一」においては、「ネット上のいじめ」には次のような特徴があるとされています。

- ① 不特定多数の者から、特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、また、誰により書き込まれたかを特定することが困難な場合が多いことから、被害が短期間で極めて深刻なものとなること
- ② ネットが持つ匿名性から安易に書き込みが行われている結果、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなってしまうこと
- ③ 子どもたちが利用する学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）を用いて、情報の収集や加工が容易にできることから、子どもたちの個人情報や画像

がネット上に流出し、それらが悪用されていること

- ④ 保護者や教師など身近な大人が、子どもたちの携帯電話やインターネットの利用の実態を十分に把握しておらず、また、保護者や教師により『ネット上のいじめ』を発見することが難しいため、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難であること

## 2 対応策

### (1) 予 防

家庭では、子どもの利用実態を把握し、年齢によっては必要ない場合には携帯電話を利用させない、フィルタリングを設定することなどは基本です。

学校においても、小学校低学年から、発達段階に応じて、「情報モラル」教育をする必要があります。

また、LINEについては、「LINE安心安全ガイド」(<http://line.me/safety/ja/parents.html>)など、民間の機関が策定している子ども向けのインターネット利用方法の説明などを利用し、携帯電話の使用を開始するときに親が子どもと一緒に使用マナーを確認するのも有効でしょう。

### (2) 発見に努める

学校は、定期的にネット上の掲示板を閲覧するなどして、いじめの兆候を把握するように努めることです。教育委員会も、ネット上の誹謗・中傷の書き込みを発見する方法についての実践的な研修をしたりネット上のパトロールを行う人材の養成・研修の実施機関への支援を行い、「対応マニュアル」を作成する必要があります。

## 3 発見した場合の措置

### (1) 児童生徒への対応

ネット上のいじめを発見した場合は、書き込んでいる児童生徒の特定よりもまず被害児童生徒の精神的ケアをする必要があります。発見後できるだけ速やかに、サイト管理者やプロバイダ等への書き込みの削除要請などをしなければなりません。

また、ネット上のいじめの特徴として、加害児童生徒が被害児童生徒に入れ替わることもあるので、加害児童生徒を特定し指導をしなければなりません。

### (2) 書き込みへの対応

発見した書き込みについては、そのサイトのURL（アドレス）を控え、問題の画面を印刷し、書き込みの日時、内容などを必ず保存するようにします。これらの

情報は、削除依頼をするのに必要であるばかりではなく、書き込みが名誉棄損に当たる場合は、証拠にもなり得るからです。

サイトから削除するために、サイトの利用規約で削除依頼の方法を確認し、サイトの管理人に削除依頼をします。この場合、掲示板へ直接削除要請をすることは、掲示板でのいじめを拡大させるきっかけともなり得るので、控えたほうがよいでしょう。名誉棄損に当たり得る場合は、警察に相談することも有効です。

サイトの管理人に削除依頼をしても削除がなされない場合は、掲示板を運営する会社やプロバイダに削除依頼をします。

掲示板の管理者が不明な場合は、「WHOIS」(アドレスは、<http://whois.jprs.jp/>)でIPアドレスやドメイン名の登録者などに関する情報を検索できます。

また、発信者を特定できないときで、書き込みが権利侵害に当たると思われるときは、プロバイダ責任法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）に基づき、プロバイダ、サイト運営者、掲示板の管理者等に対し、侵害行為の主体を特定するための発信者情報の開示請求や損害賠償請求を行うことができます（プロバイダ責任法3・4）。

#### 4 専門の相談機関

##### ① サイバー犯罪相談

各都道府県警本部には、サイバー犯罪の専門の窓口があります。

##### ② インターネット・携帯違法・有害情報相談センター（アドレスは、<http://www.ihaho.jp/>）

電気通信事業者、特定サーバー管理者、学校関係者や公的機関の相談員、監視事業者、消費生活センターの相談員などからのインターネット上の違法・有害情報に関する相談ができます。個人ではできないので、保護者は学校と協力し、学校を通じて相談するようにします。

#### 5 いじめ防止対策推進法による対応

平成25年6月に成立したいじめ防止対策推進法では、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を規定しています。

##### ① 学校が、児童等やその保護者がインターネットを通じたいじめを防止し、効果的に対処できるように啓発活動をすること（いじめ対策19①）。

##### ② 国や地方公共団体は、インターネットを通じたいじめに巻き込まれていないか

を監視する関係機関や団体の取組を支援し、インターネットを通じたいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めること（いじめ対策19②）。

- ③ 実際にインターネットを通じたいじめが行われた場合、いじめを受けた児童等やその保護者は、いじめに係る情報の削除を求めたり、発信者情報の開示を請求するときには必要に応じて法務局・地方法務局の協力を求めることができること（いじめ対策19③）。